

1 件名 財産（旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地の一部）を処分する議案の基本方針

2 提案の根拠・理由

議会の議決を要する財産の処分を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三浦市条例第 4 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの

3 財産の内容

(1) 土地の所在、地番、地目及び地積

（別紙図面参照。実測面積。小数点以下第 2 位まで表示。）

三浦市城山町 1 番 93	宅地	13,969.98 m ²
三浦市城山町 1 番 94	宅地	9,127.43 m ²
三浦市三崎一丁目 1 番 87	宅地	399.25 m ²
合 計		23,496.66 m ²

(2) 処分価格

239,738,784 円

(3) 処分の相手方

東京都大田区京浜島 3-4-1
三浦地所株式会社
代表取締役社長 野 澤 隆 之

(4) 処分の相手方との契約方法

随意契約

4 その他

土地売買後の土地利用計画は、城山地区の関係人口の創出、観光客の滞在時間延長、消費額の増加等に資する観光拠点の形成を目指し、スモールホテルとその周辺に展開するグランピングステイ施設や、バーベキュー施設、カフェ、レストランなどが想定されている。

なお、処分の相手方による事業計画の実施に当たっては、令和 4 年 1 月 31 日付け締結の旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地利活用プロジェクト基本協定契約書第 1 条に記載の目的及び基本的事項を遵守した事業計画となるよう、事業者は事業着手の前に三浦市の確認を得ることとしている。